



山形県公報

平成16年8月3日(火)
第1564号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

|                             |               |        |
|-----------------------------|---------------|--------|
| 生活保護法による指定医療機関の指定.....      | (健康福祉企画課)     | ...909 |
| 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....   | (同)           | ...同   |
| 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....   | (同)           | ...910 |
| 生活保護法による指定施術機関の指定.....      | (同)           | ...同   |
| 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出.....   | (同)           | ...同   |
| 生活保護法による指定介護機関の指定.....      | (同)           | ...911 |
| 生活保護法による指定介護機関等の指定の取消し..... | (同)           | ...同   |
| 生活保護法による指定介護機関の廃止の届出.....   | (同)           | ...同   |
| 結核予防法による指定医療機関の指定の辞退.....   | (保健薬務課)       | ...912 |
| 結核予防法による指定医療機関の指定.....      | (同)           | ...同   |
| 土地改良事業施行の同意.....            | (村山総合支庁農村計画課) | ...同   |
| 土地改良事業施行の同意.....            | (庄内総合支庁農村計画課) | ...913 |
| 道路の区域の変更.....               | (置賜総合支庁建設総務課) | ...同   |
| 同.....                      | (庄内総合支庁建設総務課) | ...同   |
| 県道の供用の開始.....               | (同)           | ...914 |

## 告 示

### 山形県告示第810号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指 定 年 月 日  |
|-------------------|---------------------|------------|
| ハ ー ト 調 剤 薬 局     | 鶴岡市美咲町24番3-2号       | 平成16. 6. 1 |
| 島 田 ク リ ニ ッ ク     | 同 宝町10番地の2          | 同 7. 1     |
| 大 畠 整 形 外 科 医 院   | 山形市鈴川町三丁目15番64号     | 同 7. 2     |

### 山形県告示第811号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称         | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地  | 廃止年月日      |
|---------------------------|----------------------|------------|
| 訪 問 看 護 ス テ ー シ ョ ン に し の | 酒田市大字酒井新田字山の下14番地の1  | 平成14. 3.31 |
| 齋 藤 診 療 所                 | 鶴岡市大字辻興屋乙59番地の2      | 平成16. 3.23 |
| ヤマザワ薬局河北病院前店              | 西村山郡河北町谷地字月山堂396番地の4 | 同 3.31     |
| 川 村 診 療 所                 | 鶴岡市大字湯田川乙64番地        | 同 5. 5     |

## 山形県告示第812号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条(第55条において準用する同法第50条)の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成16年 8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称 | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 休止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| イエロー・グリーン薬局つるおか店  | 鶴岡市泉町4番地の8          | 平成16. 4. 1 |

## 山形県告示第813号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成16年 8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地                        | 指定年月日      |
|-------------------|--------------------------------------------|------------|
| ひ な 市 通 り 接 骨 院   | 西村山郡河北町谷地ひな市通り東14番地の5<br>ハビネスヴィレッジI - 101号 | 平成16. 6.15 |
| 五 泉 堂 接 骨 院       | 上山市石崎一丁目7番64号                              | 同          |

## 山形県告示第814号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年 8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指 定 施 術 機 関 の 名 称 | 指 定 施 術 機 関 の 所 在 地 | 廃止年月日      |
|-------------------|---------------------|------------|
| 押 野 接 骨 院         | 天童市中里五丁目13番34号      | 平成11.11.17 |

## 山形県告示第815号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。  
平成16年 8 月 3 日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称                      | 施設又は実施する事業の種類                   | 指定介護機関の所在地            | 指定年月日      |
|--------------------------------|---------------------------------|-----------------------|------------|
| アインクサービスおぐに                    | 福祉用具貸与                          | 西置賜郡小国町大字緑町三丁目43番地    | 平成16. 7. 1 |
| グループホーム「さくらの家」指定痴呆対応型共同生活介護事業所 | 痴呆対応型共同生活介護                     | 長井市平山字渡り911番地の16      | 同          |
| アイリスケアセンター東大町                  | 居宅介護支援訪問介護福祉用具貸与                | 酒田市東町一丁目6番2号          | 同          |
| 白鷹あゆみの園訪問リハビリテーション             | 訪問リハビリテーション                     | 西置賜郡白鷹町大字十王5087番地の1   | 同          |
| 介護老人保健施設白鷹あゆみの園                | 短期入所療養介護通所リハビリテーション<br>介護老人保健施設 | 同                     | 同          |
| デイサービス燦燦                       | 通所介護                            | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字南大坪12番地の1 | 同 7. 3     |
| デイサービスセンター友結                   | 同                               | 山形市桜田西一丁目13番9号        | 同 7.14     |

## 山形県告示第816号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第51条第2項の規定により、指定介護機関の指定を次のとおり取り消した。

平成16年 8 月 3 日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称   | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 取消年月日      |
|-------------|---------------|----------------|------------|
| 庄交指定訪問介護事業所 | 訪問介護          | 鶴岡市日和田町20番地の37 | 平成16. 7.31 |

## 山形県告示第817号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年 8 月 3 日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定介護機関の名称    | 施設又は実施する事業の種類 | 指定介護機関の所在地     | 廃止年月日      |
|--------------|---------------|----------------|------------|
| すみれ調剤薬局本店    | 福祉用具貸与        | 山形市大野目二丁目2番35号 | 平成16. 4.30 |
| スマイルケアちゃぼランド | 居宅介護支援        | 米沢市堀川町4番42号    | 同 5. 1     |

|              |                            |                      |   |      |
|--------------|----------------------------|----------------------|---|------|
| みゆき整形外科クリニック | 訪問リハビリテーション<br>通所リハビリテーション | 西置賜郡白鷹町大字十王5059番地の13 | 同 | 6.30 |
|--------------|----------------------------|----------------------|---|------|

## 山形県告示第818号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。  
平成16年 8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称     | 所在地            | 辞退の効力<br>発 生 年 月 日 |
|---------------|----------------|--------------------|
| ユ ザ 薬 局       | 飽海郡遊佐町字舞鶴130番地 | 平成16. 4. 9         |
| 大 場 医 院       | 長井市本町一丁目3番41号  | 同 4.15             |
| 山 の 上 佐 藤 医 院 | 南陽市赤湯854番地     | 同 4.19             |
| 川 村 診 療 所     | 鶴岡市大字湯田川乙64番地  | 同 5.10             |

## 山形県告示第819号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。  
平成16年 8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称             | 所在地                    | 指 定 年 月 日  |
|-----------------------|------------------------|------------|
| ユ ザ 薬 局               | 飽海郡遊佐町大字遊佐町字舞鶴130番地の14 | 平成16. 4.10 |
| 金 山 調 剤 薬 局           | 最上郡金山町大字金山509番地の2      | 同 4.15     |
| 陵 南 さ と う 整 形 外 科     | 寒河江市内ノ袋一丁目9番6号         | 同 4.16     |
| コ ス モ 調 剤 薬 局 高 田 店   | 同 高田一丁目10番15号          | 同 5.31     |
| 五 十 嵐 ハ ー ト ク リ ニ ッ ク | 鶴岡市美咲町24番3号            | 同 6.15     |
| ハ ー ト 調 剤 薬 局         | 同 24番3号の2              | 同          |
| か も め 薬 局             | 酒田市東泉町一丁目12番53号        | 同 7. 8     |
| み さ き 調 剤 薬 局         | 鶴岡市美咲町7番22号            | 同 7. 9     |

## 山形県告示第820号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、新規土地改良事業の施行を次のとおり同意した。  
平成16年 8月3日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
東根市（本郷和合地区）
- 2 同意年月日  
平成16年 7 月20日

山形県告示第821号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第1項の規定により、土地改良事業の施行を次のとおり同意した。  
平成16年 8 月 3 日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 土地改良事業を行う者の名称  
羽黒町
- 2 同意年月日  
平成16年 7 月22日

山形県告示第822号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成16年 8 月 3 日から同年 8 月16日まで縦覧に供する。

平成16年 8 月 3 日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 主要地方道
- 2 路線名 米沢高畠線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                 | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長         |
|-------------------------------------|------|-----------------------|-------------|
| 東置賜郡高畠町大字亀岡字西渡内4113番から<br>同 4109番まで | 旧    | 17.7メートル<br>と<br>15.5 | メートル<br>152 |
| 同 上                                 | 新    | 16.7メートル<br>と<br>15.0 | 同 上         |

山形県告示第823号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。  
なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年 8 月 3 日から同年 8 月16日まで縦覧に供する。

平成16年 8 月 3 日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 菅野代堅苔沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                   | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|---------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 西田川郡温海町大字戸沢字上川内 2 番 4 から<br>同 2 番15まで | 旧    | 10.0メートル<br>と<br>5.8 | メートル<br>99 |
| 同 上                                   | 新    | 51.2メートル<br>と<br>5.8 | 同 上        |

山形県告示第824号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成16年8月3日から同年8月16日まで縦覧に供する。

平成16年8月3日

山形県知事 高橋和雄

- |   |         |                                  |
|---|---------|----------------------------------|
| 1 | 路線名     | 菅野代堅苔沢線                          |
| 2 | 供用開始の区間 | 西田川郡温海町大字戸沢字上川内2番4から<br>同 2番15まで |
| 3 | 供用開始の期日 | 平成16年8月3日                        |